

令和2年5月29日

学生の皆さんへ

国立大学法人上越教育大学長

(危機管理対策本部 本部長)

川崎直哉

「新しい生活様式」を踏まえた院生研究室の使用制限 解除について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基く「緊急事態宣言」が、令和2年5月25日（月）に解除されました。

それに伴い、下記の「新しい生活様式」を踏まえた感染対策の徹底を条件に6月1日（月）から、院生研究室（同様の使用形態で学部生に供している部屋を含む。以下同じ。）の使用制限を順次解除することとします。

つきましては、各コース・領域等において「院生研究室」の使用制限を解除するに当たり、使用する学生の皆さんに対して、下記の感染対策を徹底するよう依頼しました。

学生の皆さんに対しては、それらの対応が完了した院生研究室の管理責任者である教員から順次、使用が許可されますので、当該教員の指示に従ってください。

記

- ・入室人数や利用時間を制限することにより、「3密（密集・密接・密閉）」を回避する。
- ・こまめに換気を行う。
- ・人との間隔は、1mを目安に最大限の間隔をとる。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。（机の位置を調整する。）
- ・室内にいるときや会話するときは、症状がなくても必ずマスクを着用する。
- ・手洗いは30秒かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）。
- ・毎朝の体温と健康状態を記録し、発熱又は風邪の症状がある場合は登校しない。
- ・院生研究室利用者の氏名・利用時間等を記録する。（後日提出を求めることがある。）

担当：総務課総務チーム（法規担当）

メール：houki@juen.ac.jp

電話：025-521-3212